

対象期間	2021年4月から2022年3月まで（年度毎に申請）
対象者要件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 授業料等納入義務があること。※月の学費免除の特待生も施設費等納付金が申請できます。（上限2500円） 2. 生徒と親権者が埼玉県内に居住していること。（単身赴任・介護による県外居住は例外） 3. 親権者全員の「令和3年度課税証明書」等をもとに算出した判定額（就学支援金で算出した判定額同様）が下記の補助区分に該当すること。
提出書類	<ol style="list-style-type: none"> 1. ⑥令和3年度 父母負担軽減事業補助金申請書（学校指定申請書） 2. 世帯全員の住民票（続柄が記載され、2021年4月1日以降に発行されたもの） *マイナンバーの記載不要。万が一記載されている場合は黒く塗りつぶしてください。 3. 個人番号カード（写）等貼付台紙 *就学支援金の申請で提出済みの場合は不要です。 *HPより出力して親権者全員の個人番号を明らかにできる書類を添付した上でご提出ください。 出力できない方は事務室にお申し出ください。 4. その他必要な書類（家計急変世帯、生活保護世帯等該当事由により異なります。学校にお問い合わせください。）
確認事項及び注意事項	<p><input type="checkbox"/> 提出書類1.⑥令和3年度父母負担軽減事業補助金申請書の記入もれは、ありませんか？</p> <p><input type="checkbox"/> 世帯全員の住民票を同封してありますか？（2021年4月1日以降発行のもの）</p> <p>■ 所得の記載のあるもの（課税証明書等）は同封しないでください。</p> <p>■ 就学支援金の届出が遅れた事等により受給できなかった金額は埼玉県補助金で軽減されません。</p> <p>年度内に保護者の変更、家計急変等が生じた場合は、速やかに申し出てください。家計急変等による追加申請の最終期限は2022年2月中旬（予定）です。</p>

【補助区分】

補助区分	判定額	補助額			
		星野高校 授業料月額26,500円 12ヶ月分（年額）＝318,000円	★施設費等納付金（年額）		入学金 （新入生のみ）
			女子部	共学部	
家計急変世帯	0円以上 212,700円未満	国の就学支援金 318,000円 + 埼玉県父母負担軽減事業補助金 0円	1年生 174,900円	1年生 294,900円	100,000円
生活保護世帯	生活保護を受けている事		2.3年生 124,900円	2.3年生 244,900円	
A	下記 基準A区分 判定額参照			200,000円 （上限：200,000円）	
B	113,700円以上 154,500円未満	※実際に負担する授業料額が、補助額の上限となります。	/		
C	154,500円以上 162,300円未満	国の就学支援金 118,800円 + 埼玉県父母負担軽減事業補助金 199,200円	/		
D	162,300円以上 212,700円未満		/		

★ 学則で規定している、施設費（入学時）50,000円、施設設備費12ヶ月分 120,000円、施設設備充実費12ヶ月分 120,000円（共学部のみ）、図書費12ヶ月分 2,400円、冷暖房費 2,500円

【基準A区分の判定額】

16歳未満 扶養親族数	16歳以上19歳未満 扶養親族数		0人	1人	2人	3人	4人
	0人			113,700			115,600
1人					129,300	141,900	154,500
2人				138,000	150,600	163,200	175,800
3人			146,700	159,300	171,900	184,500	197,100
4人			168,000	180,600	193,200	205,800	218,400

基準A区分は扶養人数により判定額が異なります。令和2年12月31日時点の19歳未満の税法上の扶養数で確認してください。